郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会 (公印省略)

「オンライン資格確認等システムにおける 「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の 範囲・期間について」に関する文書通知方法の変更について

平素より、本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。さて、この度、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より標記に関する事務連絡が発出された旨、日本医師会より連絡がありました。

今般の豪雨災害等を受けて、オンライン資格確認等システムの機能の1つである、災害等発生時における「保険資格情報・医療情報の閲覧機能」をアクティブ化(有効化)する旨の周知方依頼が度々発出される件につきまして、対象となる地域においては緊急を要する情報であるとともに、短期間に「開始」「終了」の似たような文書が発出されることにより、対応が煩雑になるため、本「アクティブ化開始」「アクティブ化終了」に関連する文書の扱いについて下記のように見直しを行い、対応するとの内容です。

## <早期に対応>

(1) 同文書を担当役員発出文書ではなく、情報システム課長名にて早期に発出する。

## <煩雑になることへの対応>

- (2) 日医文書発出時に「アクティブ化開始」について、規定の期間(1週間) で**自動的に終了し、延長がある場合のみ追加**で発出する旨を明記する。
- (3) <u>規定通りの期間</u>で厚生労働省からの「アクティブ化終了」の文書が来た場合には、**都道府県医師会への文書発出を行わず対応終了**とする。
- (4) 厚生労働省からの「アクティブ化延長」の文書が来た場合には、その旨を (1) の対応にて文書を発出する。
- (5) 終了期限を設けずに「アクティブ化開始」または「延長」が行われた場合は「アクティブ化終了」の文章を受けた際に(1)の対応にて文書を発出する。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、 貴会所属の会員各位への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い 申し上げます。

担当事務局:大阪府医師会総務課企画室 TEL06-6763-7021